

〈 会 議 資 料 〉

案件第1号

枚方市屋外広告物ガイドライン（案）について

枚方市屋外広告物ガイドライン（案）

～質の高い景観形成・公衆への危害防止の推進のために～



枚方市

平成28年 月

目次

1. はじめに	
(1) 屋外広告物とは	2
(2) ガイドラインの目的	3
(3) ガイドラインの位置づけ	3
(4) ガイドラインの活用を促す対象者	4
(5) ガイドラインの活用方法	4
2. 全市共通のガイドライン	
(1) 景観との調和	5
(2) 大きさ・高さ	5
(3) 色彩	6
(4) 統一感の演出	6
(5) デザイン	7
(6) わかりやすさ	8
(7) 安全性	9
3. 地域別ガイドライン	
(1) 幹線道路沿い	11
(2) 河川沿い	11
(3) 東部地域	12
(4) 枚方宿地区	13、14
(5) 駅周辺	14
(6) 住宅地	15
(7) 地域を象徴する場所	15
4. 種類別ガイドライン	
(1) 屋上広告物	16
(2) 壁面広告物	17
(3) 地上広告物	17
(4) 簡易広告物（貼紙・貼札等・広告旗・立看板等）	18
(5) 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物	18
(6) 車両ラッピング広告	19
(7) 道先案内図	19
(8) 仮囲い	19
(9) 屋内広告物（屋外の公衆に表示するものに限る）	20
参考資料1	21、22
参考資料2	23～25

1. はじめに

(1) 屋外広告物とは

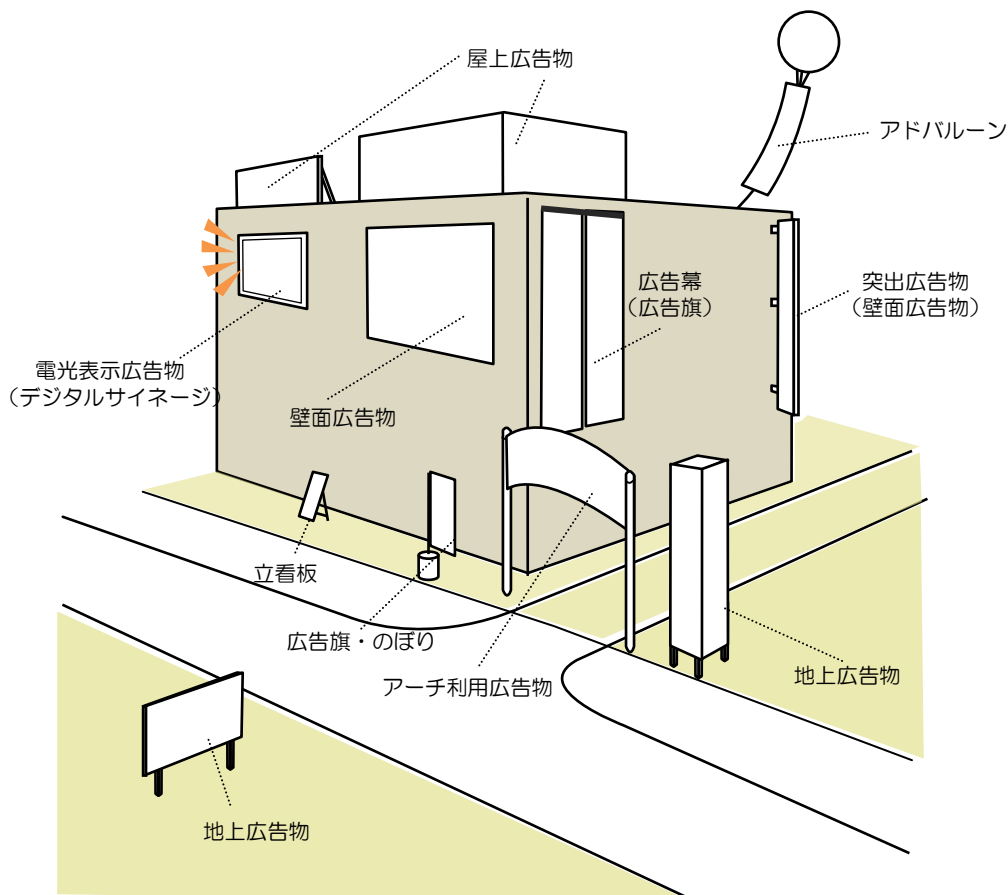
屋外広告物とは常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示・設置される立看板、はり紙、地上広告物、壁面広告物、屋上広告物、広告旗などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

- ・街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ・建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ・駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの（サーチライトなど）

【屋外広告物の種類】



(2) ガイドラインの目的

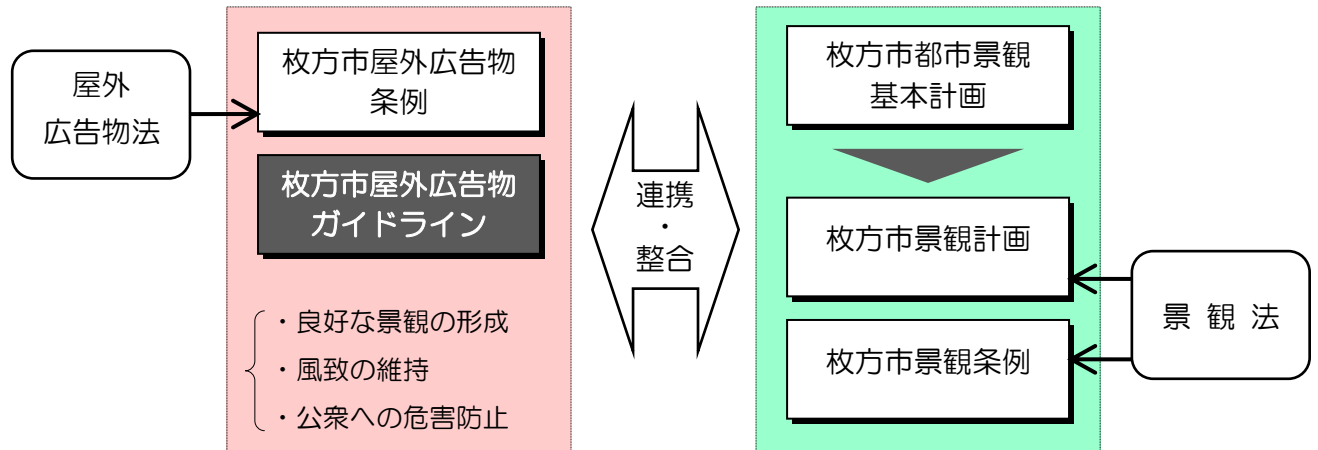
屋外広告物は景観に与える影響が非常に大きく、また、適正に表示・設置されなければ落下等の事故を起こし得るものです。このことから、枚方市（以下、「本市」という。）では屋外広告物の表示・設置について、枚方市景観計画と連携を図り枚方市屋外広告物条例でその基準（以下、「規制基準」という。）を定めています。

この枚方市屋外広告物ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、「枚方市都市景観基本計画」及び「枚方市景観計画」に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、屋外広告物について、さらに質の高い景観形成や公衆への危害防止を推進するため、屋外広告物の望ましいあり方を示し、その計画・設計を行う際の解説及び本市の指導・助言の根拠として位置づけました。

屋外広告物の表示・設置を行うに当たっては、本ガイドラインを参考にいただき、本市の魅力を高め、良好な景観形成の一翼を担っていただけることを願います。

なお、本ガイドラインの基準のうち必要と認められるものは今後、規制基準を見直す際の参考とします。

(3) ガイドラインの位置づけ



- ・屋外広告物条例：屋外広告物の表示・設置に係る規制基準（掲出できる区域や大きさの基準）を規定
- ・本ガイドライン：質の高い景観形成・公衆への危害防止を推進するための基準（以下、「推奨基準」という。）を示す（項目によっては規制基準より上乗せした基準）

(4) ガイドラインの活用を促す対象者

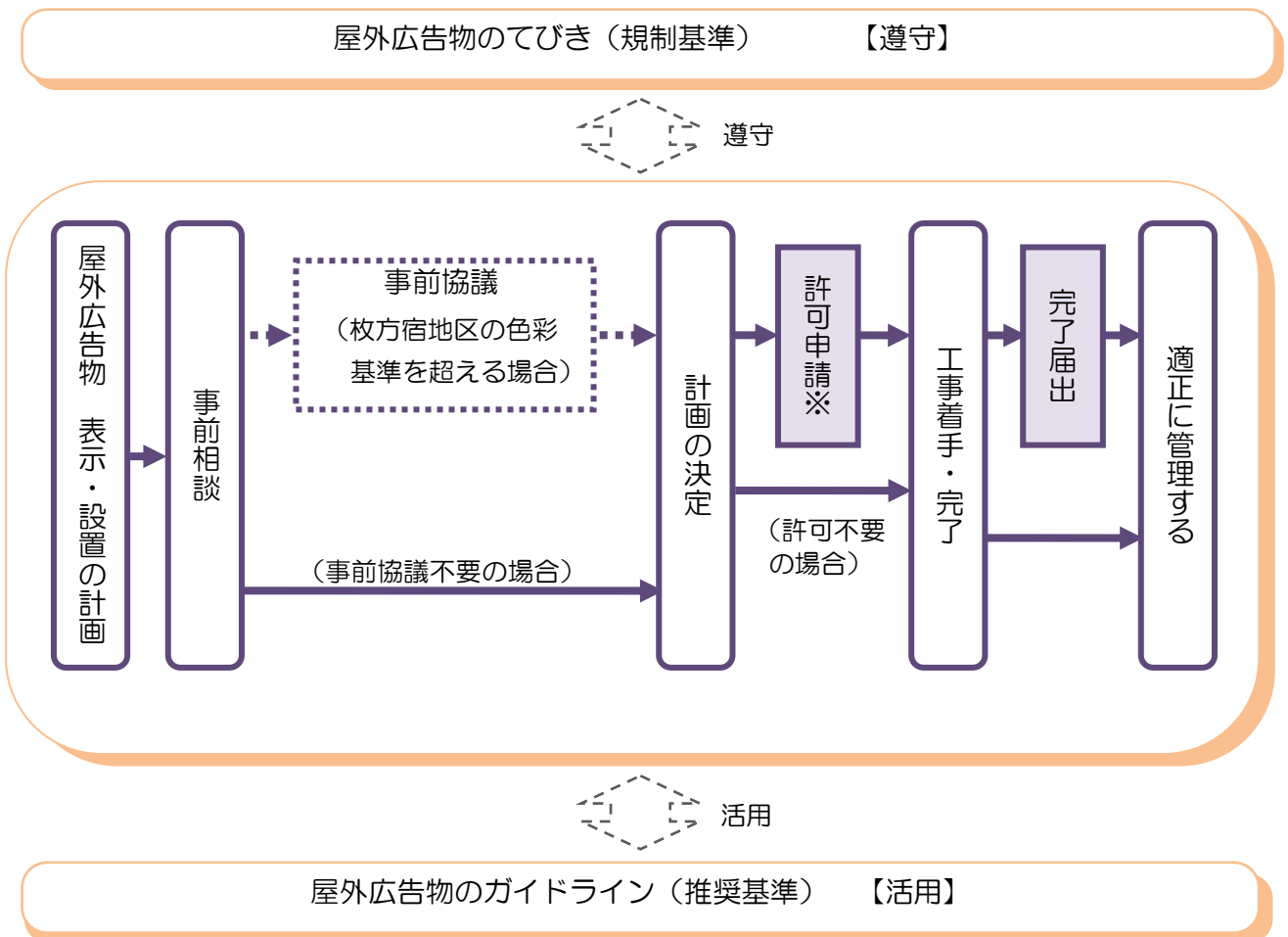
広告物の表示・設置をしようとする人、している人を対象とします。

(5) ガイドラインの活用方法

屋外広告物の表示・設置を検討する際には、「屋外広告物のてびき」^(※)に掲載している本市の規制基準を遵守するとともに、本ガイドラインの内容をご理解・ご活用いただき、計画に反映いただきますようお願いいたします。なお、計画が進んだ段階では変更が難しくなりますので、できるだけ早い段階でのご相談をお願いいたします。

※)「屋外広告物のてびき」…規制基準と申請手続きの概要を示したもの。

<屋外広告物条例に係る手続きと本ガイドラインの関係>



※別途建築確認申請等が必要な場合があります。

2. 全市共通のガイドライン

全市共通の屋外広告物の望ましいあり方について解説します。

(1) 景観との調和

- 歴史景観、自然景観、市街地景観など周辺の景観特性に調和させましょう。



歴史景観（写真：枚方宿地区）



自然景観（写真：淀川沿岸）



自然景観（写真：穂谷地区）



市街地景観（写真：国道1号）

(2) 大きさ・高さ

- 大きさ・高さについては、用途地域に基づき設定した区域区分ごとに、下表の推奨基準を目安に計画しましょう。

	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
形式	右記以外	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	商業地域 近隣商業地域
屋上広告物	大きさ 縦：建物の高さの1/5以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内	大きさ 縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内
壁面広告物	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/5以内	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/3以内	表示面積の合計が 取り付け壁面の1/3以内
地上広告物	地上からの高さ 1.0m以内	地上からの高さ 1.0m以内（※）	地上からの高さ 1.0m以内
電光表示 (デジタルサイネージ)	表示・設置は控える	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内 地上からの高さ 5m以内	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内 地上からの高さ 1.0m以内

※規制基準の方が厳しい制限となる場合は、規制基準を遵守すること

(3) 色彩

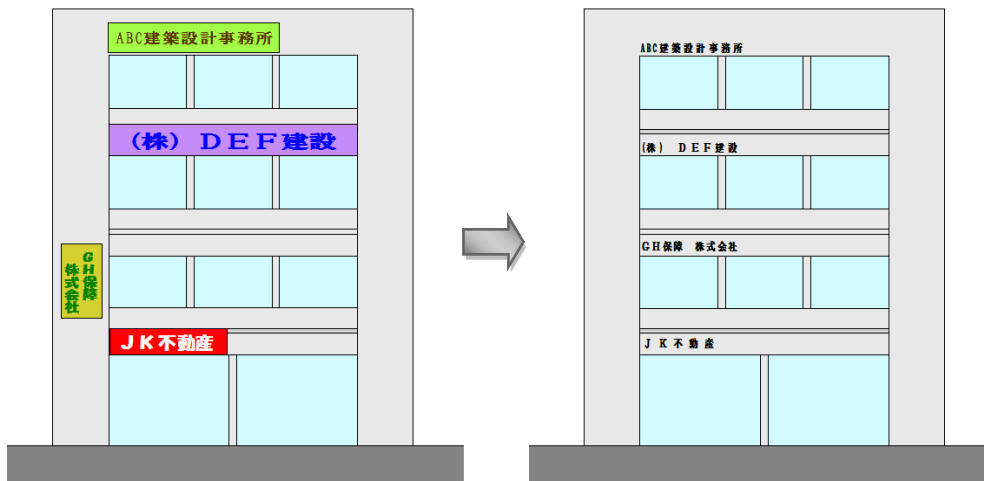
- 屋外広告物の色彩は、その場にふさわしいものと、そうでないものがあります。まちなみとしての色あいに配慮し、その場にふさわしい色を使いましょう。
- 一つの屋外広告物に用いる色の数を抑えましょう。
- 周辺景観や建物壁面の色彩から著しく突出した色彩を過大に使用しないようにし、下表の推奨基準を目安に計画しましょう。

(区域区分が制限緩和区域である商業地域、近隣商業地域は除く。)

色彩の推奨基準	
以下の彩度を超える色の面積を、各表示面の2/3以内とする。	
・ R (赤)、Y R (橙) 系の色相の場合、	彩度10
・ Y (黄) 系の色相の場合、	彩度8
・ その他の色相の場合、	彩度6
※ J I S のマンセル表色系による	
ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラス、その他自然素材の場合を除く。	

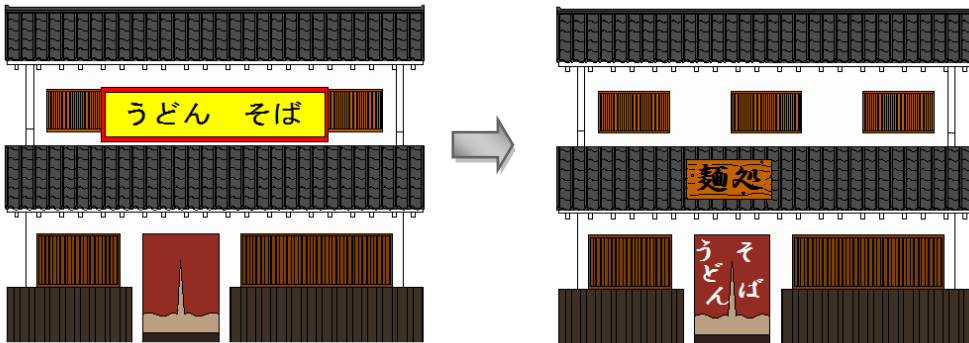
(4) 統一感の演出

- 複数表示する場合は、位置・高さ・大きさ・色彩・形状等を統一しましょう。

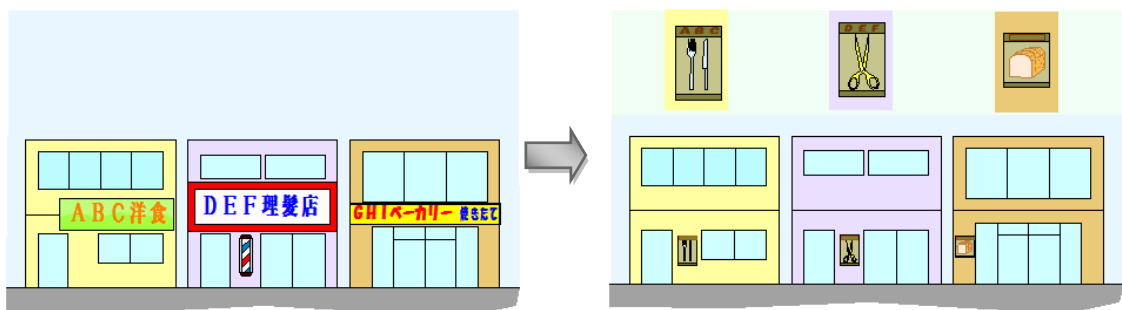


(5) デザイン

- 周囲の雰囲気になじむデザインとしましょう。(先進的、レトロ、落ち着いた感じ等)

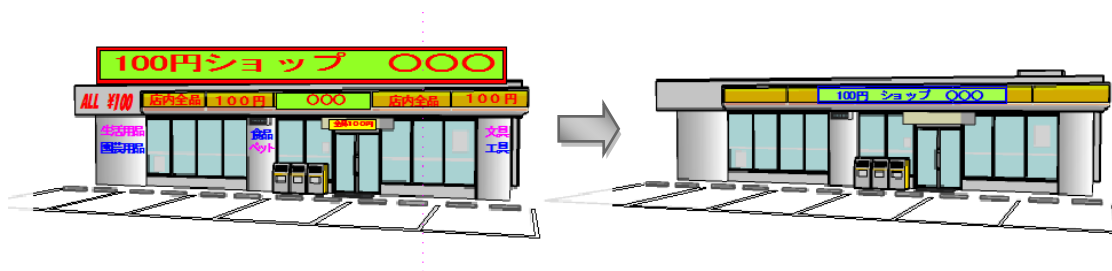


- 建物の形状・色彩・素材を活かした一体的な計画としましょう。
- 建築計画と同時に広告計画をたて、建築物の余白を上手に利用しましょう。
- イラストやロゴを効果的に使用するなど、過度に派手な大きさ・意匠・表示内容としないようにしましょう。



(6) わかりやすさ

- 情報を整理してメリハリのある表示内容とし、内容は簡潔にしましょう。

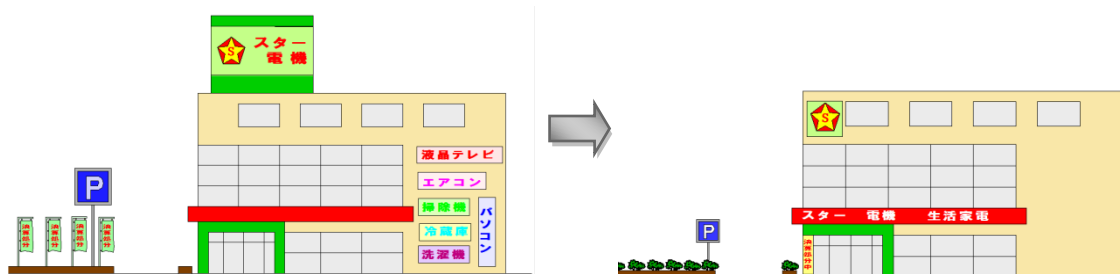


- 人の視角度を意識して計画しましょう。

ポイント

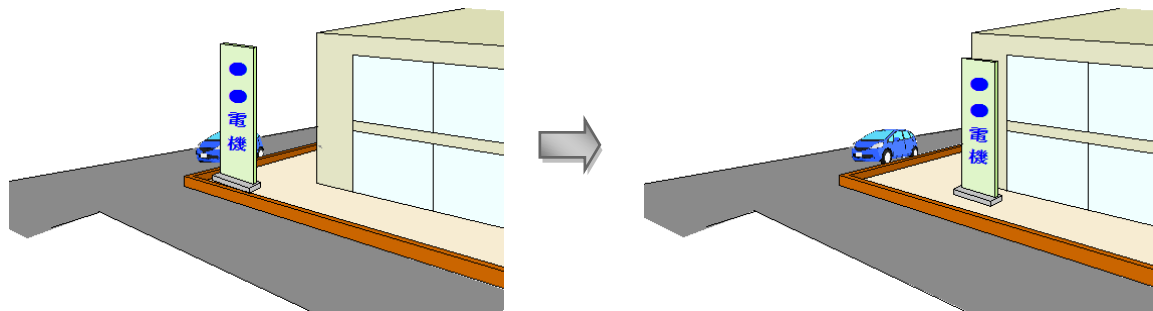
- ・屋外広告物を見る対象者（歩行者、運転者、高齢者・子ども等）を意識して、視野の範囲にも配慮した位置としましょう。

- 同じ表示内容（表示目的）の広告物は最も効果的な位置に表示するなど、必要な量に留めましょう。



(7) 安全性

- 人・自転車・自動車への安全配慮を念頭に屋外広告物の位置を決定しましょう。
- 建物の出入口付近や交差点付近では、特に通行の見通しや安全に配慮した位置に表示しましょう。



- あらかじめ維持管理計画を立てて位置・構造等を決定しましょう。

ポイント

- ・日常的な点検が難しい屋上や高所の広告物は最小限としましょう。
- ・災害等により広告物に異常が生じた際の対応計画をあらかじめ作成しましょう。
- ・イニシャルコストだけでなくランニングコストも考慮しましょう。

- 安全性が求められる位置・規模の広告物は、屋外広告士や建築士などの専門家に依頼して作り、定期的に点検しましょう。

- 日常的に自主点検を実施しましょう。

ポイント

- ・自主点検のポイントについて、「看板の安全管理ガイドブック」（発行：屋外広告物適正化推進委員会）なども活用しましょう。
- ・異常がみられる場合には、専門家による再点検を行いましょう。

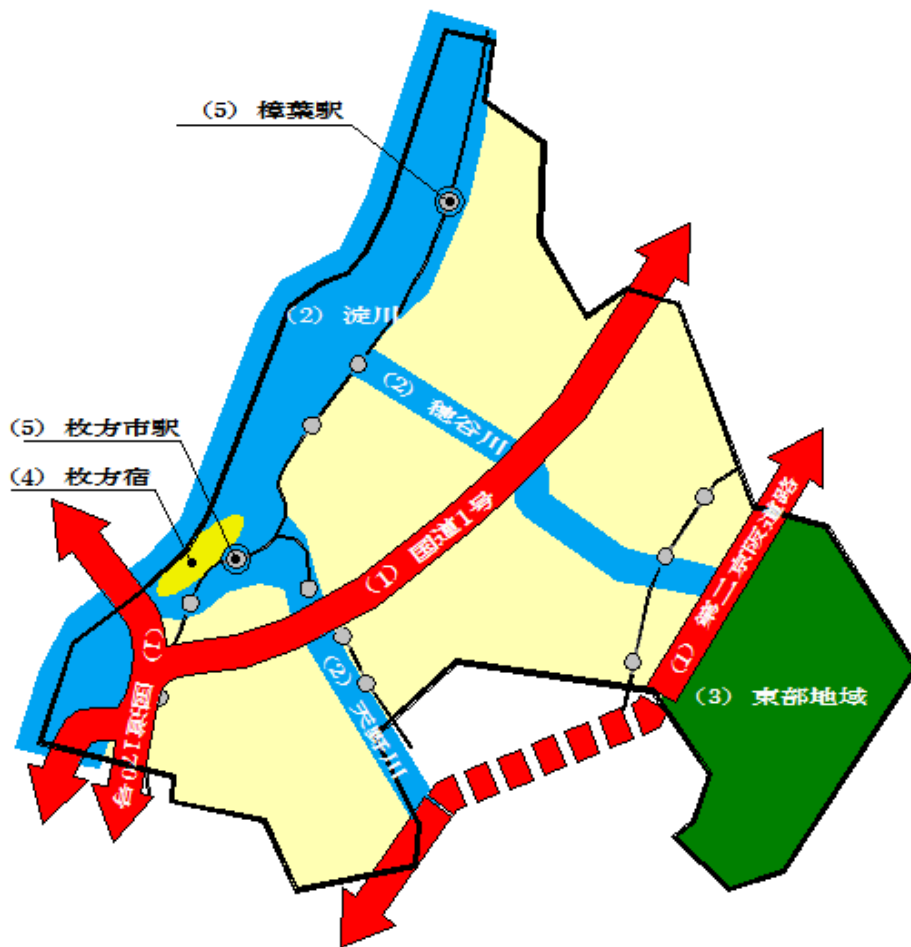
- 必要のないものや古くなった表示・掲示板等は撤去しましょう。

3. 地域別ガイドライン

街の特徴から考える屋外広告物の望ましいあり方について解説します。

これらの地域特性を踏まえた屋外広告物の計画・設計を行きましょう。

番号	地域別ガイドラインの区分	主な位置
(1)	幹線道路沿い	国道1号・170号、第二京阪道路沿道など
(2)	河川沿い	淀川、天野川、穂谷川沿岸など
(3)	東部地域	第二京阪道路より東側の区域
(4)	枚方宿地区	新町1丁目、岡本町、三矢町、堤町、岡南町、枚方上之町及び枚方元町地内
(5)	駅周辺共通	枚方市駅、樟葉駅周辺など
(6)	住宅地	—
(7)	地域を象徴する場所	枚方八景、社寺など

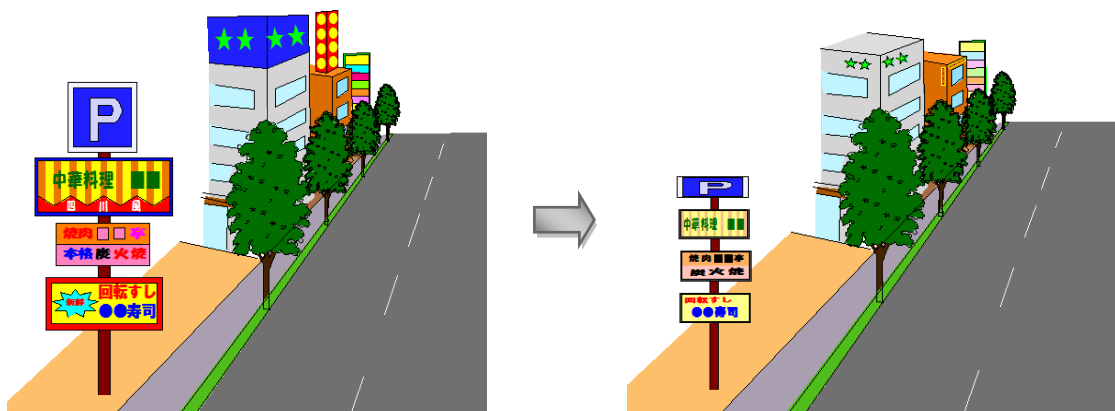


(1) 幹線道路沿い

主な位置は、国道1号・170号、第二京阪道路沿道などとなります。

幹線道路沿いは、郊外型店舗のほか、住宅や工場などさまざまな土地利用がなされるため、まとまりのない沿道景観となりやすい区域です。統一感の演出、わかりやすさに特に配慮することにより、まとまりのある沿道景観となるよう計画してください。

- 幹線道路上から視認できる屋外広告物は、ロゴや施設名称等の表示程度とし、配色数は最小限としましょう。
- 道路境界線を越えて表示する屋外広告物は控えましょう。



(2) 河川沿い

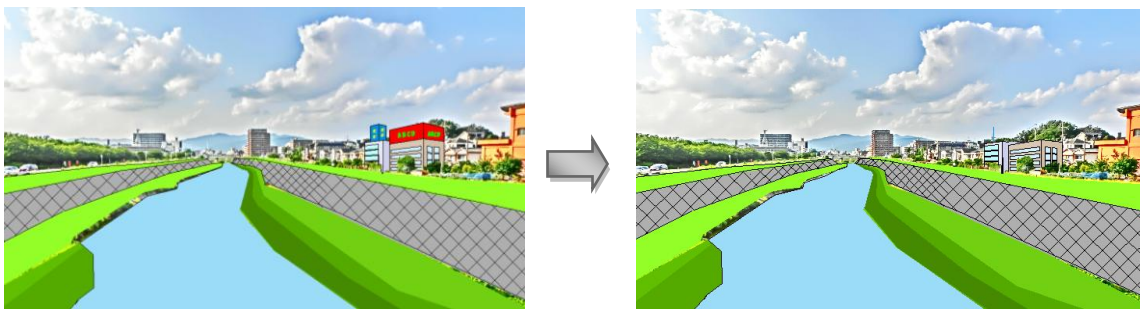
主な位置は、淀川、天野川、穂谷川沿岸などとなります。

これらの河川の堤防上からは広く周辺地域を眺望することができます。

広がりのある河川景観に配慮した屋外広告物の計画としましょう。

- 河川区域から視認できる屋上広告物は控えましょう。
- 周囲の建物高さから著しく突出した地上広告物は控えましょう。
- 基調色^(※)は河川景観になじむ落ち着いた色彩としましょう。

※基調色…屋外広告物の表示面積のうち、最も大きな割合を占めるベースとなる色

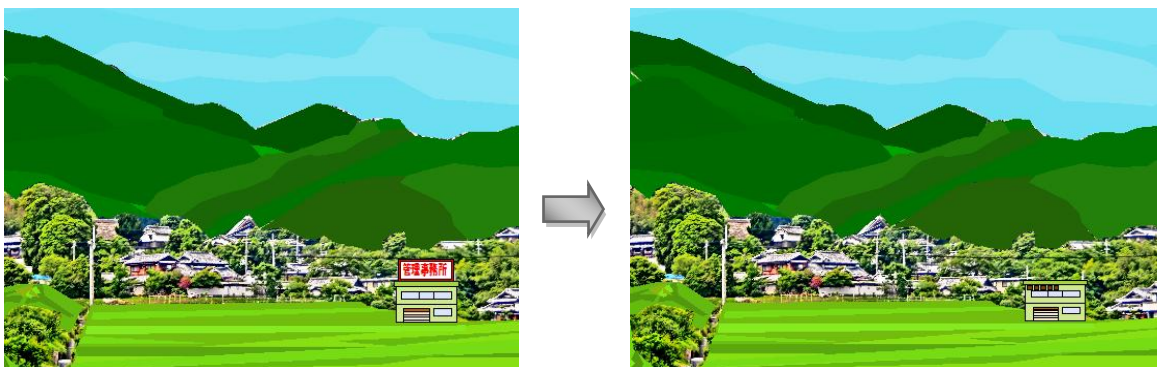


(3) 東部地域

主な位置は、第二京阪道路より東側の区域となります。

生駒山系の山なみの眺望、稜線の連なりに配慮した屋外広告物の計画としましょう。

- 背景となる生駒山系の山並みに配慮し、屋上広告物は控えましょう。



- 周囲の建物高さから著しく突出した地上広告物は控えましょう。

- 基調色は山並み景観になじむ落ち着いた色彩としましょう。



(4) 枚方宿地区

枚方宿地区では京街道沿いに、町家をはじめ宿場町のたたずまいが残されています。
このため、歴史的まちなみに調和しつつも賑わいや活気を作り出す屋外広告物の計画としましょう。

- 街道沿いは広告物の表示を控えましょう。

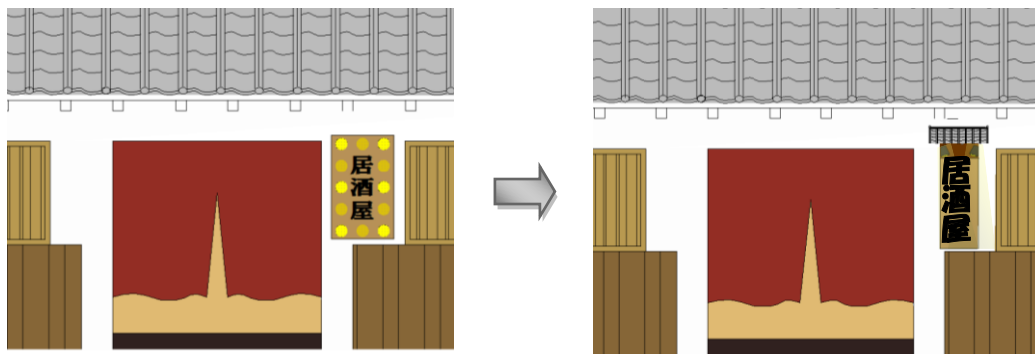
ポイント

- ・ 屋号を主とするなどして、1敷地あたり5㎡以内の表示としましょう。
- ・ 複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫をしましょう。

- 広告物の位置・大きさ等は、街道沿いの建物の伝統的意匠等による雰囲気や損ねないよう配慮しましょう。

ポイント

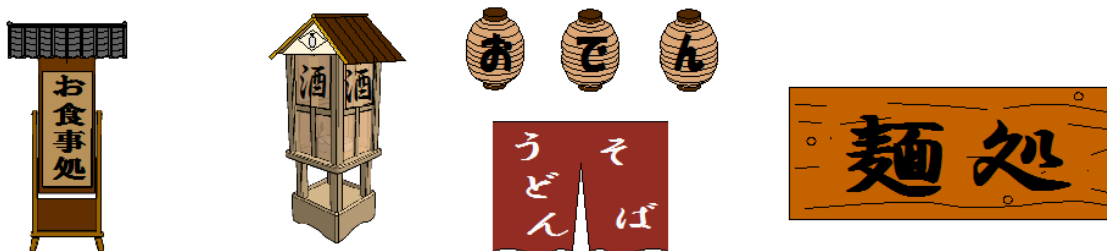
- ・ 大きすぎるものは避け、必要最低限の大きさを枚方宿のイメージを高めるものとしましょう。
- ・ 光源を伴うものは、歴史的まちなみに調和する色、明るさ等のものにしましょう。



- 街道沿いは自然素材や自然素材風のものを使用しましょう。

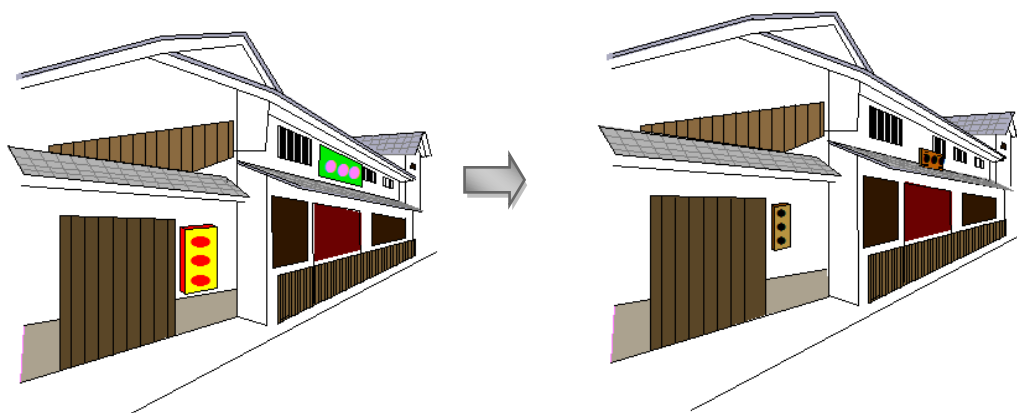
ポイント

- ・ 和のデザインに調和する素材（木製の広告板、のれんなど）を使用しましょう。
- ・ 歳月の経過とともに味わいや品を増す素材を使用しましょう。
- ・ 屋外広告物の一部である支柱についても、素材に配慮しましょう。



- 基調色は白・黒・灰色等の無彩色、あるいは濃茶等としましょう。

- ・ 際立った色使いを避け、落ち着いた色により歴史的まちなみに調和するものとしましょう。



(5) 駅周辺

主な位置は、枚方市駅、樟葉駅周辺などとなります。

ターミナル拠点としてのにぎわいのある空間づくりに配慮し、屋外広告物の色彩・素材を工夫しましょう。

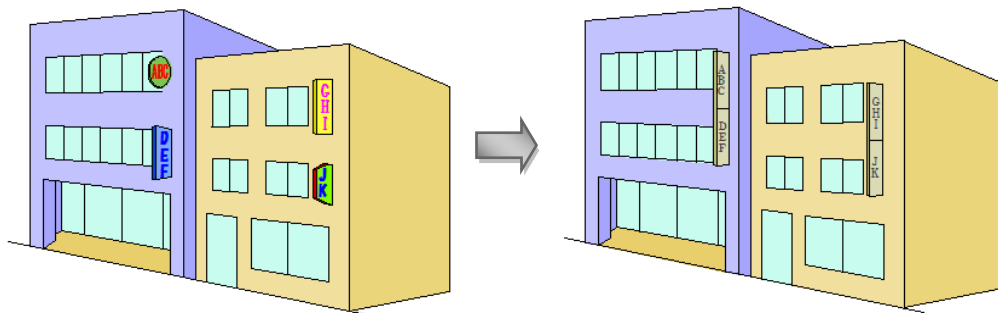
- 枚方市駅・樟葉駅は特に、本市の玄関口にふさわしい景観形成に配慮しましょう。

- 広告物の位置・大きさ・色彩等に統一感を持たせましょう。

ポイント

- ・ 隣接する敷地に表示する広告物との統一感にも配慮しましょう。

- 突出看板は大きさ・数量・突出幅や突出先端位置を周囲とそろえましょう。



- 建物出入り口や歩道沿いの足元看板は控えましょう。

- 駅前景観に配慮して、屋上広告物は控えましょう。

ポイント

- ・ 枚方市駅周辺特定地域では、15mを超える位置に表示・設置する既存の屋上広告物についても順次、撤去することを検討しましょう。

(6) 住宅地

住宅地では良好な住環境の形成を図るため、落ち着いたまちなみに配慮し、屋外広告物を計画しましょう。

- 周囲の住環境に配慮して屋外広告物の表示を控えましょう。また、やむを得ず表示する場合は落ち着いた印象のデザインにしましょう。

ポイント

- ・ 自家用広告物について、1敷地あたり7㎡以内としましょう。
- ・ 広告収入を目的とする非自家用広告物は控えましょう。
- ・ 落ち着いたまちなみに配慮して、屋上広告物は控えましょう。
- ・ 景観・安全性への配慮のため、突出看板の出幅は最小限に控えましょう。



(7) 地域を象徴する場所

主な位置は、枚方八景や社寺等の地域の人が親しむ場所となります。

このため、これらの自然景観や歴史文化的価値などに配慮し、屋外広告物を計画しましょう。

【P.21～ 参考資料1 を参照。】

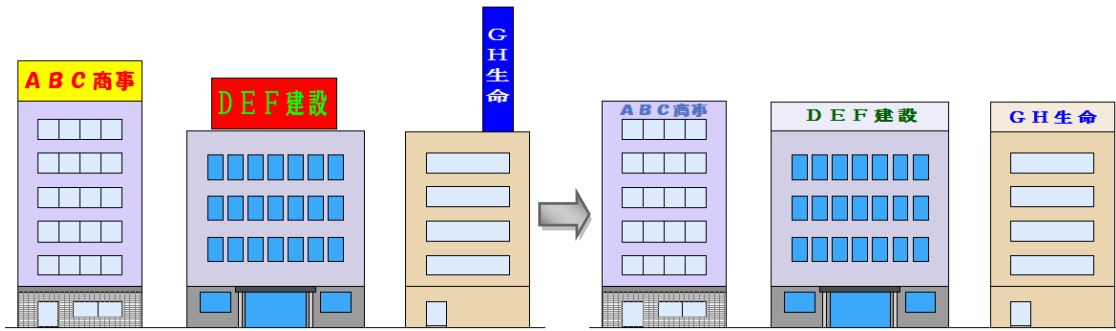
- 地域の人が親しむ場所では、その場所への展望を阻害しない位置・大きさ・色彩等としましょう。

4. 種類別ガイドライン

屋外広告物の種類から考える屋外広告物の望ましいあり方について解説します。

(1) 屋上広告物

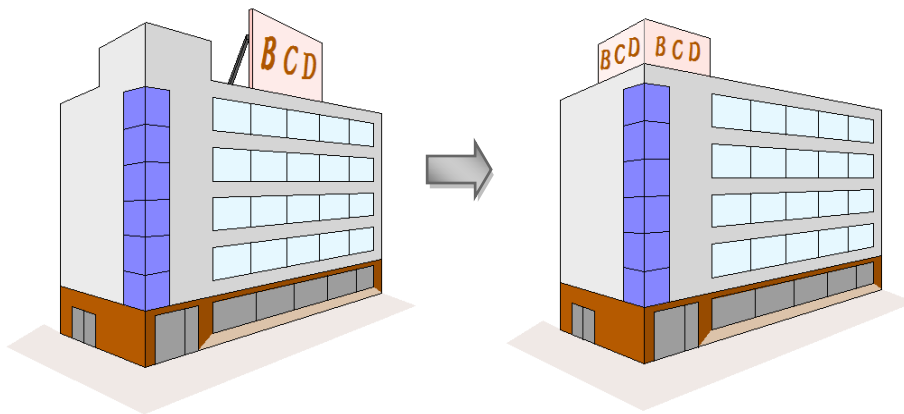
- 周囲の建物高さや、またスカイラインを崩さないように、必要に応じて壁面広告物で代用するなど検討しましょう。
- 位置・大きさ・色彩等は建物とのバランスに配慮し、また必要な大きさ、数量に留めましょう。
- 威圧感を与えないよう、横長にするなど安定感のある形態にしましょう。



- 建物の形状を活かした一体的な計画としましょう。

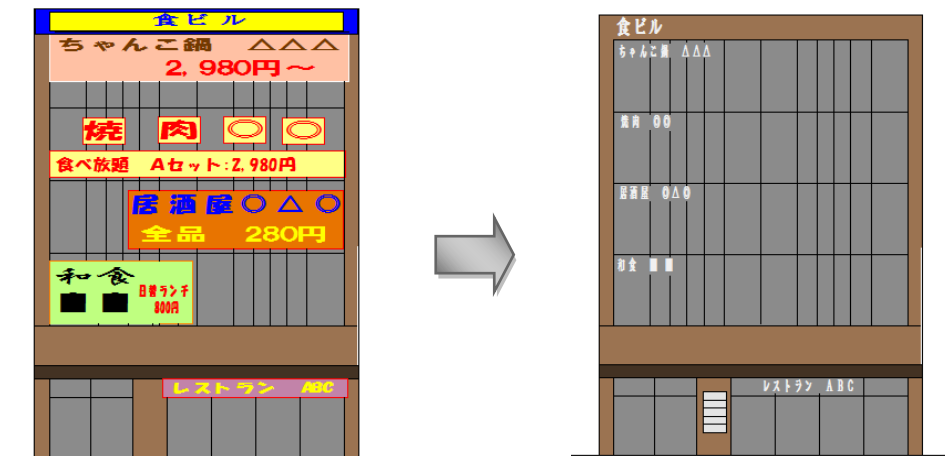
ポイント

- ・塔屋の外壁や屋上設備の目隠しフェンス等を有効利用しましょう。

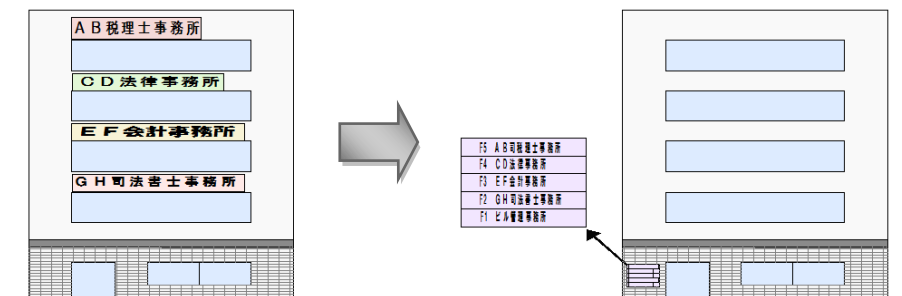


(2) 壁面広告物

- 建物と一体感のあるデザインとしましょう。
- 複数表示する場合は位置・大きさ・色彩・仕上げ等を統一しましょう。

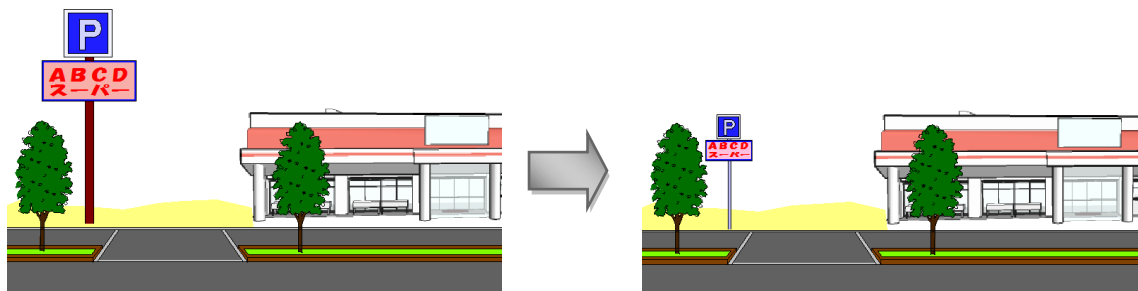


- 過度に派手な大きさとならないよう、建物の高層部分よりも低層部分に表示・設置しましょう。



(3) 地上広告物

- 周囲の構造物・街路樹から著しく突出しない位置・大きさ・色彩としましょう。
- 支柱についても色彩・デザインに配慮しましょう。

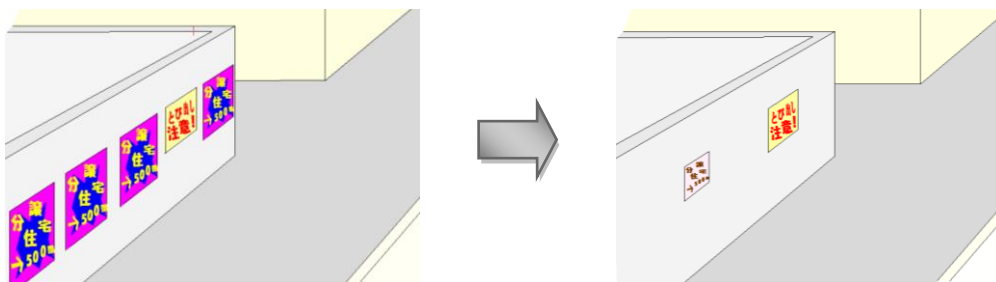


(4) 簡易広告物（貼紙・貼札等・広告旗・立看板等）

- 歩行者等に必要な表示を優先させましょう。

ポイント

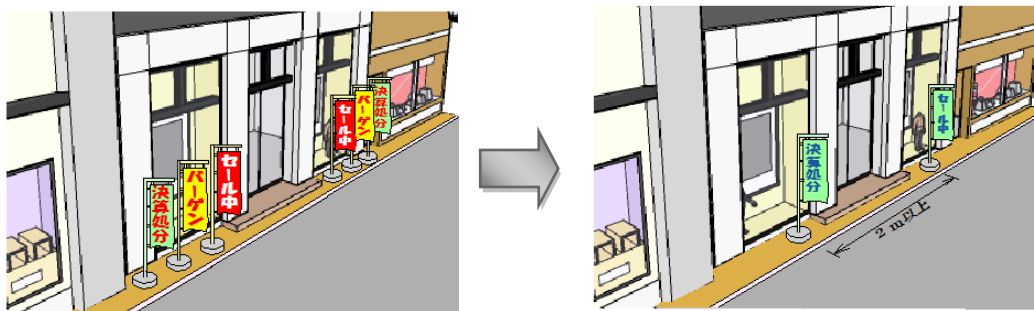
- ・必要な表示よりも小さな表示とする。または、落ち着いた色彩を使用する。



- 必要な期間や時間帯のみ表示することとし、同一な表示内容（表示目的）の場合は必要な量に留めましょう。
- のぼり旗の大きさ・数量は最小限とし、位置に配慮しましょう。

ポイント

- ・見通し、通行の確保のため、複数表示する際は2m以上確保しましょう。
- ・複数表示する際は大きさ、色彩、デザイン等を統一しましょう。



(5) 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物

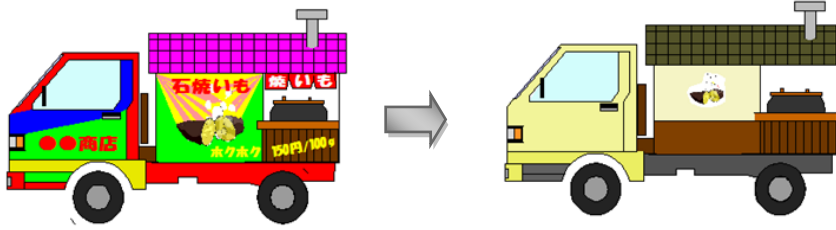
- 輝度や点灯時間等について夜間景観に配慮しましょう。
- 光源装置は公的空間から見えにくくするか見苦しくないよう工夫しましょう。
- 電光表示広告は過度に派手な意匠・表示内容・点滅速度等としないようにしましょう。

ポイント

- ・大阪府作成の『LED等照明による屋外広告物について配慮すべき事項』などを参考に、周辺の環境に配慮した照明計画を心がけましょう。【P.23～ 参考資料2を参照。】
- 電光表示をする場合は表示位置に配慮し、信号機の背景とならないようにしましょう。

(6) 車両ラッピング広告

- 交通安全上支障のないよう、文字等表示内容は簡潔にし、過度に派手な意匠としないようにしましょう。

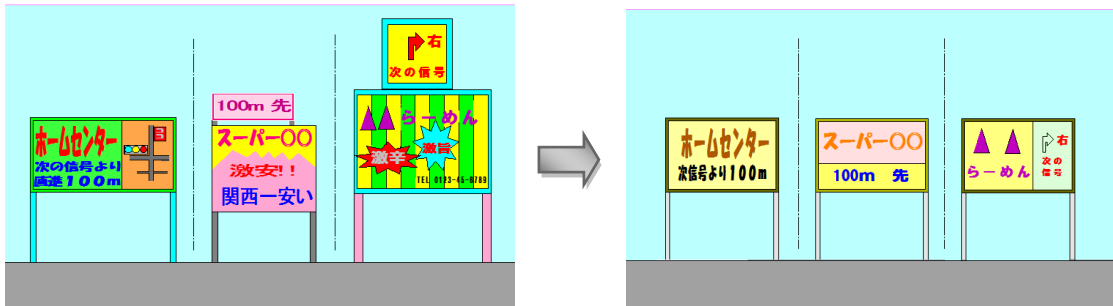


(7) 道先案内図

- 道先案内図であっても、位置・色彩等必要以上に目立つものは避け、必要な大きさ・表示内容にしましょう。

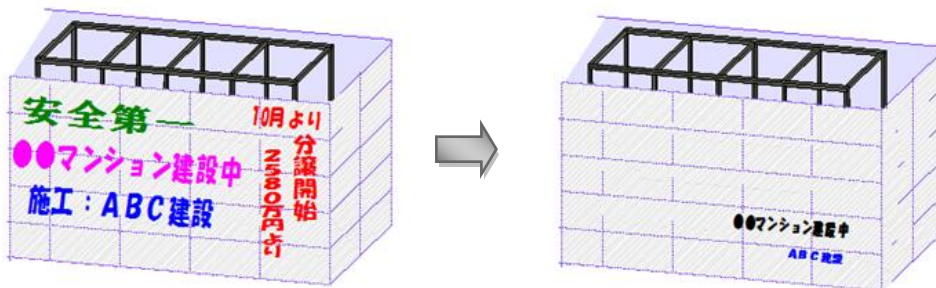
ポイント

- ・1面あたり7㎡以内としましょう。
- ・道先案内のために必要なもの以外の表示は控えましょう。



(8) 仮囲い

- 過度に派手な大きさ・意匠・表示内容としないようにしましょう。
- 商用の表示は控えましょう。



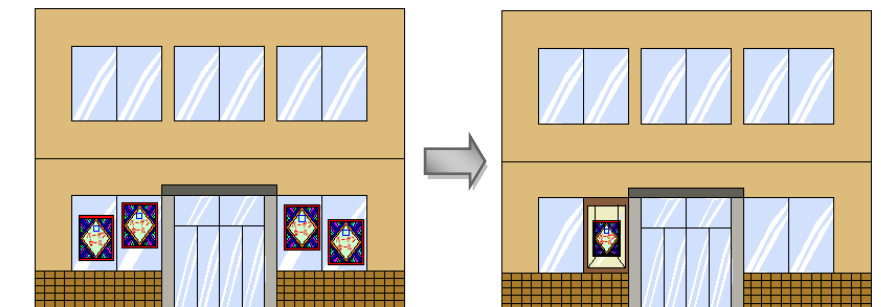
(9) 屋内広告物（屋外の公衆に表示するものに限る）

- 屋内広告物の表示・設置は控えましょう。

- 位置・大きさ等は、あらかじめ建物計画と一体的に計画しましょう。

ポイント

- ・ショーウィンドウとしてのスペースをあらかじめ確保しましょう。



- 数量、文字、大きさ等は必要な量に留めましょう。

ポイント

- ・屋内から窓面・ガラス面を覆う広告物は控えましょう。

- 表示する建物や、その周囲の景観と調和させ、効果的に演出しましょう。

参考資料1

3. (7) 地域を象徴する場所について 【P.15 参照】

●枚方八景

後世に残したい ふるさとの景観 **枚方八景**

市制施行35周年(昭和57年)を記念して市民公募を行い、昭和59年に制定しました。

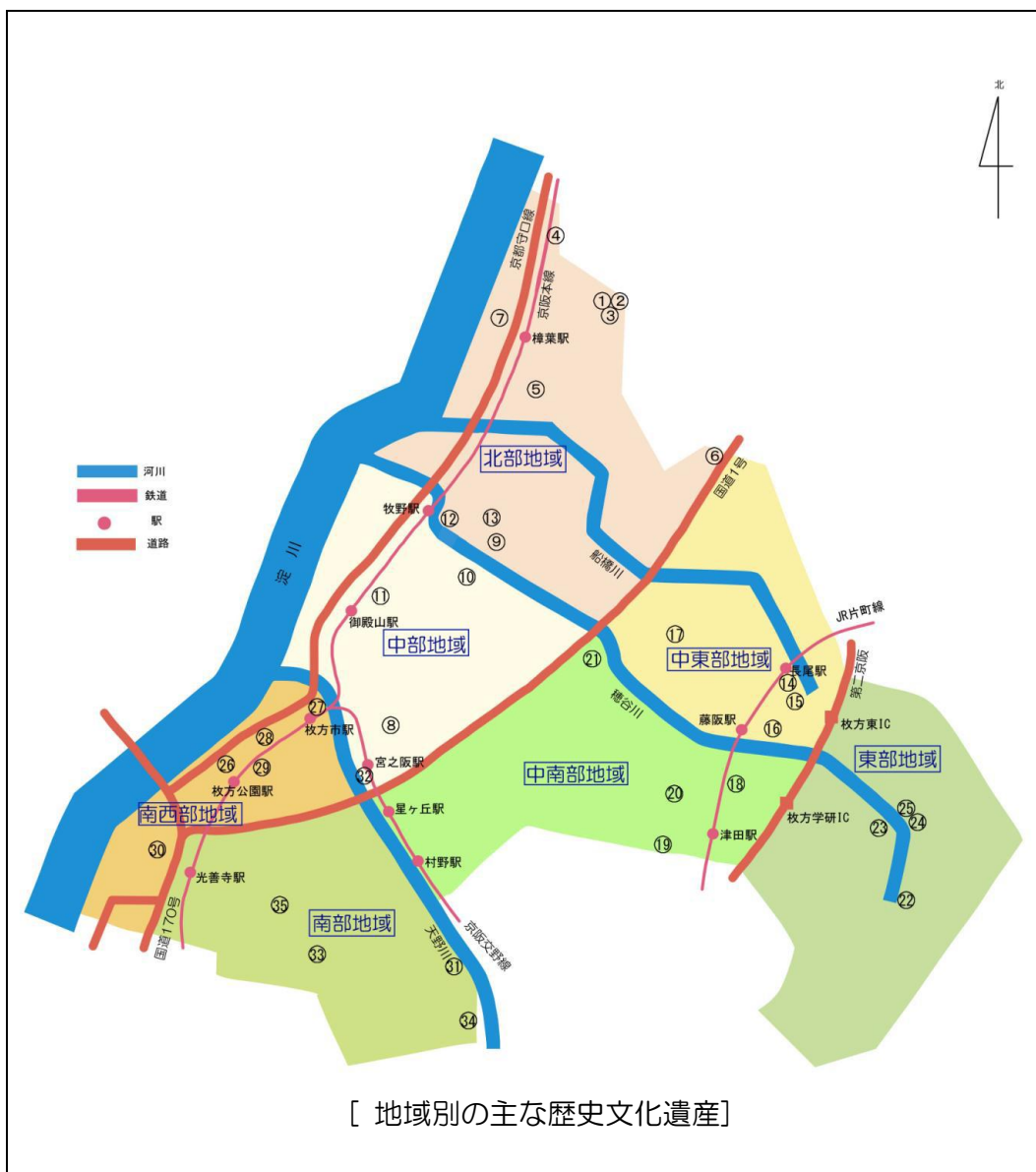
<p>1</p> <p>よどがわ しき 淀川の四季</p> <p>古来、命の源として沿岸の歴史や文化を育んできた淀川。その美しさはドイツ人医師・シーボルトが賞賛したほどでした。</p>	<p>2</p> <p>くずほのみやあと もり 樟葉宮跡の杜</p> <p>6世紀初め、継体天皇が即位したと伝えられる樟葉宮跡は、今の交野天神社の辺りだと言われています。</p>	<p>3</p> <p>まきの さくら 牧野の桜</p> <p>片笠神社の北側にある牧野公園は、春になるとソメイヨシノやシダレザクラが咲き誇り、多くの市民が訪れます。</p>	<p>4</p> <p>やまだいけ つき 山田池の月</p> <p>府営山田池公園の中にある山田池は、約1200年前にかんがい用のため池としてつくられ、野鳥や四季折々の花木を楽しめます。</p>
<p>5</p> <p>くにみやま てんぱう 国見山の展望</p> <p>国見山は生駒へと続く山並みにあり、標高約300mの展望デッキからは枚方のまちなみを一望できます。</p>	<p>6</p> <p>くだらじあと しょうふう 百濟寺跡の松風</p> <p>百濟寺跡は、百濟の王族の末えい百濟王氏が8世紀後半に建立した寺の跡と考えられ、昭和27年、国の特別史跡に指定されました。</p>	<p>7</p> <p>まんねんじやま りょくいん 万年寺山の緑陰</p> <p>万年寺山の上にある恵賀美神社の石段を登ると、木々の中に苔むした標石や十三重の石塔があり、近年では梅の名所として知られています。</p>	<p>8</p> <p>こうりだんち なみき 香里団地の並木</p> <p>昭和30年代に「東洋一のニュータウン」と呼ばれた香里団地。開発時に植えられたけやき通り・いちよう通りに並ぶ街路樹が、移りゆく季節を彩ります。</p>

「マイカタちゃいます、枚方です。」より抜粋 ひらかた

● 「地域別の主な歴史文化遺産一覧」 地域 主な歴史文化遺産

北部地域 (要衝の地 楠葉)	①交野天神社及び末社八幡神社、②継体天皇樟葉宮跡伝承地、③鏡伝池、④史跡楠葉台場跡、⑤二ノ宮神社、⑥洞ヶ峠、⑦楠葉ワンド
中部地域 (渡来人の活躍と平安文学)	⑧特別史跡百済寺跡、⑨*九頭神廃寺、⑩史跡牧野車塚古墳、⑪渚院跡、⑫*片埜神社、⑬*関西医科大学の天井画
中東部地域 (旗本久貝家と正俊寺)	⑭正俊寺、⑮伝王仁墓、⑯旧田中家鋳物民俗資料館、⑰田口山遺跡
中南部地域 (素麺の里)	⑱春日神社(津田)、⑲春日の環濠集落・春日の三軒門・春日神社(春日)・大聖寺、⑳春日神社(野) ㉑東高野街道と出屋敷
東部地域 (里山といにしへの信仰)	㉒三之宮神社、㉓巖島神社と㉔尊延寺、㉕深尾才次郎と「大塩中斎遺跡」の碑
南西部地域 (枚方寺内と枚方宿)	㉖枚方宿鍵屋資料館、㉗旧山口三治郎家住宅、㉘枚方宿本陣跡、㉙万年寺山御茶屋御殿跡展望広場、㉚寺内町出口
南部地域 (あくがれし天の河原)	㉛天野川、㉜*史跡禁野車塚古墳、㉝中山観音寺跡、㉞東高野街道と本尊掛松、㉟以楽公園

*印は都市計画マスタープランの地域割と異なる地域で括った歴史文化遺産



「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」より抜粋

参考資料2

4. (5) 照明・電光表示（デジタルサイネージ）を伴う広告物 【P.18参照】

【出典「LED等照明による屋外広告物について配慮すべき事項」(大阪府景観審議会部会報告)】
より抜粋

● 屋外広告物

対象とする屋外広告物は「LEDビジョン等屋外広告物」

- ・LED等により自ら発光して常時表示の内容を変えることができる屋外広告物
- ・LED等により点滅する屋外広告物

<趣旨>

LEDビジョン等屋外広告物は、LED等照明による屋外広告物の中でも、表示内容が変化することや点滅することで特に夜間において目立ちやすい一方、良好な夜間景観形成の阻害要因となっている側面もあると考える。

また、LEDビジョン等は設置後に、当初に設定した輝度を変更することが可能であるものが多いことから、設置事業者等の柔軟な対応が期待できると考える。

ただし、その他の照明広告物についても、住宅地等に影響が生じる場合は、可能な範囲で配慮が求められる。

■LEDビジョン等屋外広告物

LEDビジョン



点滅するもの



■その他の照明広告物

内照式看板



外照式看板



● 配慮の目安の内容

LED ビジョン等屋外広告物における配慮の目安の内容を、内照式看板や外照式看板についても参考とされたい。

また、これらの内容以外にも音など周辺の住環境に影響があると考えられる事項については軽減に努められたい。

○日没後の輝度等については、周辺の照明環境に配慮し、できる限り抑制することが好ましい。測定可能な場合、輝度 $800\text{cd}/\text{m}^2$ 以下を目安とする。

・居住環境への影響を重点とし、主に住居系用途地域を想定するものである。そこで「屋外照明設備による障害光抑制ガイド」(CIE (国際照明委員会)) (以下「CIE ガイド」という。次頁の表抜粋) 中の「E3 区域 (産業的又は居住的な郊外領域)」の看板の平均輝度の最大許容値である輝度 $800\text{cd}/\text{m}^2$ 以下を目安として参考に示す。

○住居の窓の近傍には極力取り付けない

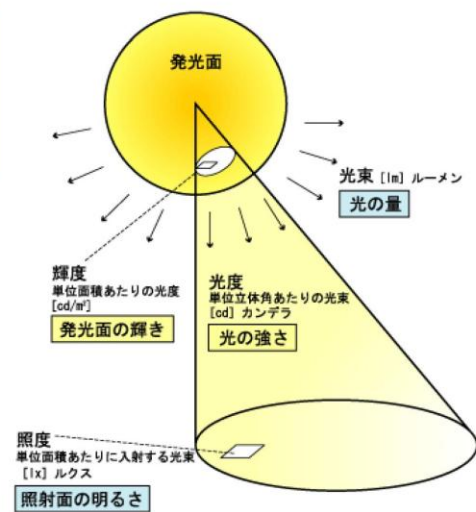
・CIE ガイドにおいて「どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。」とある。

○設置にあたっての高さや方向、距離

・LED 照明は、光の指向性が高く、強く細い光 (高輝度・低立体角) が特徴であるため、表示面に正対した位置ではグレア (不快なまぶしさ) が大きくなる傾向にあることから、LED ビジョン等屋外広告物の設置にあたっては高さや方向、広告を見る人が想定される人までの距離に対する配慮及び信号や交通標識等に影響を与えないようにすることが求められる。

○面積

・LED ビジョン等屋外広告物が発光物であることを踏まえ、大阪府屋外広告物条例に基づき面積基準を満たすだけでなく、周辺への影響を考慮して面積を抑制することが求められる。



光束、光度、輝度、照度の関係

(出典：金沢市ホームページ)

○画面の動きや点滅、画面転換等の速度

- ・LED ビジョン等屋外広告物では、広告としての効果を高めるため、画面の動きや点滅、画面転換等により興味をひくものが多く見られる。これらの動きなどが過度な場合には人に不快感を与える可能性があることから、なるべくゆっくりとした画面転換とするなど、その速度に対する配慮が求められる。
- ・配慮の目安とする数値を示すことは難しいが、特に強い配慮が求められる。

○深夜時間帯への配慮

- ・住宅地における深夜時間帯の照明環境を考えた場合、消灯したり輝度を落とす等の配慮が求められる。輝度を落とす際には、CIEガイドのE2区域（産業的又は居住的な地方領域）の看板の平均輝度の最大許容値 400cd/m²が参考になると思われる。

○色温度

- ・自然光には色があり、その色を表す単位が色温度。オレンジがかった暖かみのある光、日中の太陽光のような白い光などによって空間の雰囲気が変わる。住環境においては落ち着いた低い色温度が好ましいと考えられるので、電球色（暖色）である 3000K 以下とするなど、色温度に対する配慮が求められる。

○色彩

- ・LED ビジョン等屋外広告物では、人の目をひくため、高輝度や派手な色使いのものが多く見られるが、そういった広告は周囲の景観と調和しないだけでなく、人に不快感を与える可能性があることから、なるべく低い彩度とするなど、色彩に対する配慮が求められる。

《参 考》

■ CIE（国際照明委員会）による「屋外照明設備による障害光抑制ガイド（2003）」

○ CIEの環境区域

区域	環境	光環境	例
E 1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所
E 2	地方	低い明るさ	産業的又は居住的な地方領域
E 3	郊外	中間の明るさ	産業的又は居住的な郊外領域
E 4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域

○ 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（CIE 150-2003 抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

看板の平均輝度の最大許容値（単位：cd/m²）

照明技術要素	利用条件	E 1	E 2	E 3	E 4
看板の輝度 (Ls)	平均照度×反射率/πより求める	50	400	800	1000
	又は、自発光しているものの輝度	cd/m ²	cd/m ²	cd/m ²	cd/m ²

備考) どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。

枚方市屋外広告物ガイドライン作成に係るスケジュール(案)

項目／月	平成27年度	平成28年度				
	3月	4月	7月	9月	10月	3月
景観審議会	第4回		第1回		第2回	
屋外広告物 ガイドライン作成		素案作成			ガイドライン公開・周知	ガイドライン活用
屋外広告物条例改定		改正屋外広告物条例一部施行			改正屋外広告物条例全面施行	
景観計画変更					(変更)景観計画施行	